平成２５年（フ）第９号
秋田県南秋田郡井川町今戸字家ノ後105番地
破産者　伊藤　孝子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
山形県酒田市日の出町２丁目13番地の11　アプローズ204号
破産者　黒井　生幸
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１４１号
福島市瀬上町字四斗蒔12番地の２、従前の住所山形県寒河江市新山町１番地の９　ベルーナⅠ―202
破産者　我妻　真吾
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９５号
横浜市金沢区柴町33番地33　シーサイド小柴201
破産者　佐々木裕次
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５０号
横浜市南区南太田１丁目11番13―108号
破産者　阪本　孝康
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１８号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番29号　渚コーポ102号室
破産者　高尾　春隆
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１９号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番29号　渚コーポ102号室
破産者　高尾千津子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３３号
横浜市中区蓬莱町２丁目６番地７　平和不動産ビル608号室
破産者　泉　　幸雄
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５号
新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町393番地
破産者　近藤　房義
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
新潟県見附市緑町７番２号
破産者　原山　健一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
新潟県柏崎市緑町１番12―202号　県営緑ケ丘住宅２号棟、前住所新潟県柏崎市大字藤井396番地13
破産者　小林　伸一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
新潟県上越市大島区棚岡1526番地４
破産者　長崎　夏子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１１号
新潟県妙高市田町１丁目８番８号
破産者　渡邉　則雄
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２７３号
山梨県甲府市下飯田１丁目13番７号　アビタシオン荒川101
破産者　大久保広幸
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
静岡市清水区月見町15番15号、住民票上の住所静岡市清水区庄福町11番６号
破産者　山田　哲也
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
和歌山県日高郡みなべ町東吉田119番地
破産者　加茂　一世
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２９号
和歌山県御坊市湯川町富安2058番地24
破産者　川渕　健一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第３８号
熊本県八代市田中北町15―１　小川ハイツ303、住民票上の住所熊本県八代市松崎町768番地11
破産者　中川　敏彦
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８８号
熊本県八代市高島町4329番地３　D
破産者　本田　洋一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部